

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会(運賃協議会)の委員について

東久留米市地域公共交通会議委員名簿				運賃協議分科会 (運賃協議会)の法令対象委員
道路運送法施行規則第4条の2	地域公共交通会議設置要綱第3	団体・役職	氏名(ふりがな)	道路運送法第9条第4項
1項1号、地域公共交通会議を主催する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	(1)東久留米市長 又はその指名する者	東久留米市都市建設部長	くぼ たかよし 久保隆義	1号、当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ)又は都道府県
1項2号、一般旅客自動車運送事業及びその組織する団体	(2)一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	西武バス株式会社 計画部 計画課長	はたの りょう 秦野 凌	2号、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
1項2号、一般旅客自動車運送事業及びその組織する団体	(3)一般常用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	トーショー交通株式会社 取締役事業部長	よしの えいじ 吉野 英治	2号、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
1項2号、一般旅客自動車運送事業及びその組織する団体	(4)第2号に規定する事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長	とがし ひでき 富樫 秀樹	
1項2号、一般旅客自動車運送事業及びその組織する団体	(5)第3号に規定する事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	こいけ たかし 小池 毅	
1項3号、住民又は旅客	(6)市民又は旅客	東久留米市シニアクラブ連合会 副会長	ほそだ りき 細田 力	4号、第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表とする者として指名する者
1項3号、住民又は旅客		久留米中学校地区 青少年健全育成協議会 会長	ばんば まさふみ 番場 雅文	4号、第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表とする者として指名する者
1項4号、地方運輸局長	(7)国土交通省関東運輸局 東京運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 主席運輸企画専門官	さとう よしひさ 佐藤 義尚	3号、当該路線等を管轄する地方運輸局長
1項5号、一般旅客自動車運送事業者の事業者用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者	(8)一般旅客自動車運送事業者の事業者用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者	西武バス労働組合 執行委員長	こでら まさる 小寺 勝	
2項1号(イ)、道路管理者	(9)道路管理者	東京都北多摩北部建設事務所 管理課長	さかきばら もとあき 榊原 元秋	
2項1号(イ)、道路管理者		東久留米市都市建設部 管理課長	たけうち こうじ 武内 浩司	
2項1号(ロ)、都道府県警察	(10)警視庁田無警察署長 又はその指名する者	警視庁田無警察署 交通課長	おびなた よしのぶ 大日方 義信	
2項1号(ニ)、学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	(11)学識経験を有する者	日本大学理工学部 交通システム工学科 特任教授	ふじい たかひろ 藤井 敬宏	